

令和6年10月4日（金）
生活再建支援課
担当者 堀野、誉田
内線6337
外線076—225—1962

【令和6年能登半島地震】

石川県住宅再建支援事業（二重ローン対策）の申請受付開始について

1 制度趣旨

令和6年(2024年)能登半島地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、利子相当額を助成する。

2 制度内容

①対象者

次の1～4のすべてに該当する方

1. 県内の自ら居住していた住宅が能登半島地震により被災し、発災以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している方
2. 県内に自ら居住する住宅の再建のために300万円以上の新たな住宅ローンを契約した方
3. 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で1の被災住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上ある方
4. 新たな住宅ローンを契約した日の属する前年の課税所得金額が805万円以下の方

②補助金額

最大50万円

※融資残高、利率と残返済期間に基づき元利均等返済の利子計算方法で算出

3 申請受付開始時期及び申請先

申請開始：令和6年10月4日（金）

申請先：石川県能登半島地震復旧・復興推進部生活再建支援課

申請方法：郵送又は持参

※申請には借入先金融機関からの既存住宅ローン残高証明が必要です。

詳しい手続き内容は県ホームページからご確認ください

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/seikatusaikensien/nijuuro-n.html>